

神奈川県における外部の労働者等からの公益通報等への対応手続に関する要綱

制定 平成18年4月1日

全部改正 令和4年5月27日

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
 - 第2章 公益通報等の受付等（第6条～第10条）
 - 第3章 調査及び措置（第11条～第13条）
 - 第4章 公益通報者等の保護等（第14条～第17条）
 - 第5章 雑則（第18条～第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（令和4年6月1日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、神奈川県において外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「外部の労働者等」とは、法第2条第1項各号に掲げる者をいい、神奈川県を労務提供先とする事業者に係る者を除くものとする。
- 2 この要綱において「公益通報」とは、法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
 - 3 この要綱において「受付」とは、神奈川県に対してなされた公益通報又は公益通報に係る相談、意見若しくは苦情を受けることをいう。
 - 4 この要綱において「受理」とは、神奈川県に対してなされた公益通報について、調査又は法令等に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）を行う必要があるものとして受け付けることをいう。
 - 5 この要綱において「主管課」とは、通報内容となる事実に関する事務を所掌する室課所をいう。

（組織体制）

第3条 神奈川県に対してなされる公益通報及び相談（以下「公益通報等」という。）への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、くらし安全防災局参事監（安全安心担当）兼くらし安全部長をもって充てる。

- 2 総括通報等責任者は、公益通報等への対応に関する規程類の整備、教育研修の実施、公益通報に関する調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。
- 3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務を通報等責任者に行わせることができるものとし、通報等責任者は主管課の長をもって充てる。

(通報等責任者及び通報等担当者の業務等)

第4条 通報等責任者は、主管課において、公益通報に関する調査の進捗等の管理、職員が教育研修に参加する機会の確保その他公益通報等への適切な対応の確保に関する事務を掌理するものとする。

- 2 通報等責任者は、主管課の職員の中から、通報等担当者を指定する。
- 3 通報等担当者は、通報等責任者を補佐し、主管課における公益通報等の管理、公益通報者及び相談者（以下「公益通報者等」という。）との連絡その他の公益通報等への対応に関する事務を担当する。

(案内窓口・相談窓口)

第5条 神奈川県に対してなされる公益通報等に係る案内窓口として、県政情報センター及び県民の声・相談室を位置付け、主管課その他の必要な情報の提供を行う。

- 2 神奈川県における公益通報制度に関する相談窓口をくらし安全防災局くらし安全部消費生活課（以下「消費生活課」という。）に置き、次に掲げる事務を取り扱う。
 - (1) 公益通報者等及び庁内からの公益通報制度に関する相談に関すること。
 - (2) 公益通報等が複数部局にまたがる場合等、主管課との連絡調整に関すること。
 - (3) 公益通報等への対応についての意見又は苦情の受付に関すること。

第2章 公益通報等の受付等

(受付の範囲及び取扱い)

第6条 主管課は、外部の労働者等からの通報対象事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）についての公益通報等を受け付けるものとする。

- 2 前項により受け付けた公益通報等の内容について、処分又は勧告等をする権限を他の行政機関が有するときは、当該権限を有する他の行政機関を公益通報者等に対して遅滞なく教示するものとする。ただし、匿名による公益通報等であるため公益通報者等への教示が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 3 公益通報等があったときは、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に公益通報等に対応し、正当な理由なく公益通報等の受付又は公益通報の受理を拒まないものとする。
- 4 匿名による公益通報等についても、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、適切に対応するよう努める。

- 5 公益通報以外の通報を受け、当該法令違反の事実について処分又は勧告等をする権限を有する場合は、事業者の法令遵守の取組みを推進するため、この要綱の規定の例により事務処理を行うよう努めるものとする。

(受付手続)

- 第7条 主管課は、公益通報等を受け付けたときは、外部通報受付票（第1号様式）に従い、公益通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、公益通報等への対応に必要な事項を公益通報者等に確認するものとする。ただし、公益通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。
- 2 主管課は、公益通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を公益通報者等に説明するものとする。ただし、匿名による公益通報等であるため公益通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
 - (1) 公益通報等に関する秘密は保持されること。
 - (2) 個人情報保護は保護されること。
 - (3) 公益通報受付後の手続の流れに関すること。
 - 3 前2項において、書面、電子メール等、公益通報者等が公益通報等の到着を確認できない方法によって公益通報等がなされた場合には、公益通報等の到着を確認次第、公益通報等を受け付けした旨を公益通報者等に対して遅滞なく通知するよう努めるものとする。ただし、匿名による公益通報等であるため公益通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
 - 4 前条第5項の規定による通報を受け付けたときは、通報者は法の保護対象でないが、労働契約法（平成19年法律第128号）等その他の法律の規定により、保護されることがあることを通報者に説明するものとする。ただし、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(受理手続)

- 第8条 主管課は、公益通報を受け付けた後は、法及びガイドラインの趣旨並びに関係する法令等の規定及び所掌事務を踏まえて当該公益通報に関して調査又は措置を行う必要性について十分に検討し、これを受理するときはその旨（第3項の期間を設定した場合にはその期間を含む。）を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）はその旨及びその理由を、当該公益通報を行った公益通報者に対して、遅滞なく通知するものとする。
- 2 前項の場合において、当該公益通報に関して調査又は措置を行う必要性について検討するに当たっては、当該公益通報内容に係る違法行為等が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（以下この項において「真実相当性の要件」という。）が、当該公益通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、公益通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえるほか、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した

書面を通報者が提出する場合においても、適切に対応するものとする。また、公益通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応するものとする。

- 3 主管課は、当該公益通報を受理するときは、当該公益通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

(報告)

第9条 通報等責任者は、公益通報の処理の状況について、外部の労働者等からの公益通報処理状況報告書（第2号様式）により、翌月の20日までに総括通報等責任者に報告するものとする。

(受理後の教示)

第10条 公益通報を受理した後において、主管課ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該主管課は、当該権限を有する他の行政機関を、公益通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。ただし、匿名による公益通報等であるため公益通報者等への教示が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

- 2 主管課は、前項の場合において、当該公益通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、公益通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をすることができるものとする。

第3章 調査及び措置

(調査の実施)

第11条 公益通報を受理した主管課は、当該公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、公益通報者が調査等の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

- 2 総括通報等責任者及び通報等責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等、公益通報事案を適切に管理する。
- 3 主管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を公益通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知する。ただし、匿名による公益通報等であるため公益通報者等への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果に基づく措置)

第12条 主管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに措置をとらなければならない。

2 主管課は、前項の措置をとった場合には、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報者に対し、遅滞なく通知する。ただし、匿名による公益通報等であるため公益通報者等への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(協力義務等)

第13条 主管課は、通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が他にもある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

第4章 公益通報者等の保護等

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第14条 公益通報等への対応に関与した職員（公益通報等への対応に付随する職務等を通じて、公益通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 公益通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 公益通報等への対応に関与する職員は、公益通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、公益通報等への対応の各段階（公益通報等の受付、教示、調査、措置及び公益通報者等への結果の通知。以下同じ。）及び公益通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

(2) 公益通報者等の特定につながり得る情報（公益通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が公益通報を端緒としたものであること、公益通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（公益通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。

(3) 公益通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、公益通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。

(4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、公益通報者等に対して明確に説明すること。

4 主管課における公益通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令等に従うものとする。

(利益相反関係の排除)

第15条 主管課の職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に係る公益通報その他利益相反関係を有する案件に係る公益通報等への対応に関与してはならない。

2 通報等責任者は、公益通報等への対応の各段階において、公益通報等への対応に関与する者が当該公益通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等の保護)

第16条 主管課は、公益通報対応の終了後においても、公益通報者からの相談に適切に対応するとともに、公益通報者等が、公益通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介するなど、公益通報者等の保護に係る必要な支援を行うよう努める。

(意見又は苦情への対応)

第17条 消費生活課は、各主管課における公益通報等への対応に関して公益通報者等から意見又は苦情の申出を受け、その内容が、公益通報等に関する秘密及び個人情報の漏洩、公益通報に関する調査及び措置の遅滞、不適切な調査の実施その他主管課の不適切な対応に関するものである場合は、総括通報等責任者に報告する。

2 総括通報等責任者は、速やかに当該公益通報等を取り扱う主管課における対応状況を確認し、必要な是正措置等をとった上で、その結果を消費生活課から通報者等に通知させるものとする。

第5章 雑則

(公益通報等の関連文書の管理)

第18条 公益通報等への対応に係る記録及び関係資料については、文書管理に関する法令、神奈川県文書管理規程（平成11年神奈川県訓令第1号）等に基づき適切な方法で管理しなければならない。

(事業者及び労働者等への周知)

第19条 消費生活課は、区域内の事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他適切な方法により、次に掲げる事項について周知するよう努める。

(1) 法

(2) 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年8月20日内閣府告示第118号）

(3) 公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説（令和3年10月13日消費者庁）

(4) 神奈川県における通報対応の仕組み等

(神奈川県における公益通報対応の評価及び改善)

第20条 神奈川県における通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、総括通報等責任者は、公益通報対応の仕組みの運用状況に関する事項を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。ただし、当該情報を公表することにより、公益通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合においては、個々の公益通報事案ごとに、その全部又は一部を非公表とすることができる。

2 総括通報等責任者は、公益通報対応の仕組みの運用状況について、定期的に評価及び点検を行うとともに、公益通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。

(他の法令等との関係)

第21条 公益通報等への対応手続については、他の法令及び神奈川県の区域内に適用される条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(実施細目)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、くらし安全防災局参事監（安全安心担当）兼くらし安全部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。